## 学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について(第3版)

(R2.4.22 一部改正)

(R2.8.7 一部改正)

(R2.9.30 一部改正)

# (1) 学生・教職員の感染が確認された場合

## 感染した者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
- ②保健所の指示に従い、入院又は宿泊施設もしくは自宅にて療養
- ③退院又は宿泊(自宅)療養解除時に受ける主治医や保健所の指示・指導に従い、その内容を所属部局に報告
- ※退院等後、登校禁止、就業禁止が解除されるまでの間は、引き続き、体調の経過観察を行う

## 該当部局が行うこと

- ①速やかに感染者の情報を危機対策本部へ報告、なお、当該感染者が教職員の場合 は、併せて総務部人事課へ報告(就業禁止の決定について総務部人事課で手続き)
- ②保健所及び危機対策本部の指示により、活動・業務を停止し、関係者へ自宅待機 の指示
- ③保健所及び危機対策本部と連携し、感染者が発病する2日前以降の行動及び濃厚接触した者を特定
- ④保健所の指導のもと、危機対策本部と連携し、感染者の勤務等していた建物や部 屋などの消毒作業(必要な場合は一時閉鎖)
- ⑤危機対策本部の指示により、活動・業務の再開(感染者が担当していた業務等の 支援体制の整備)
- ⑥感染者より、退院又は宿泊(自宅)療養解除時に受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容や職場復帰の目安(※)に基づき、当該感染者が学生の場合は登校禁止の解除を決定し、併せて危機対策本部に報告、教職員の場合は、主治医や保健所からの指示・指導の内容等を総務部人事課に報告(就業禁止の解除については総務部人事課で手続き)
  - (※) 職場復帰の目安は、次の1)および2)の両方の条件を満たすこと
  - 1) 発症後に少なくとも 14 日が経過している
  - 2) 薬剤\*を服用していない状態で、解熱後及び症状\*\*消失後に少なくとも3日が経過している
    - \*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 \*\*咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など

#### 危機対策本部が行うこと

- ①保健所より感染者情報を入手した場合、速やかに該当部局に報告
- ②保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の停止を指示
- ③保健所及び該当部局と連携し、濃厚接触者の特定
- ④保健所の指導のもと、該当部局と連携し消毒作業
- ⑤保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の再開の指示
- ⑥学内外への広報
- ⑦業務等の支援体制への協力

# (2) 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

## 濃厚接触者となった者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
- ②保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から 14 日間は自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)及び体調の経過観察
- ③発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健 所に相談
- ④相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(1)により対応
- ⑤14 日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、所属部局へ経過観察の結果 を報告
- ※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は 可能

ただし、必ず14日間は体調の経過観察を行い、所属部局へ経過観察の結果を報告

## 該当部局が行うこと

- ① 速やかに濃厚接触者の情報を危機対策本部へ報告
- ②保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から14日間の自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)及び体調の経過観察を指示
- ③濃厚接触者が担当していた業務等の支援体制の整備
- ④報告を受けた14日間の体調の経過観察の結果を危機対策本部に報告後、自宅待機 (在宅勤務、自宅学習など)の解除を指示
- ⑤濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、 上記(1)により対応
- ※濃厚接触者と判断されなかった者より報告のあった経過観察の結果を危機対策本 部へ報告

### 危機対策本部が行うこと

- ①保健所より濃厚接触者情報を入手した場合は、速やかに該当部局に報告
- ②保健所の指導のもと、該当部局へ濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から14日間の自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)及び体調の経過観察を指示
- ③業務等の支援体制への協力

### (3) 同居者が濃厚接触者となった場合

# 学生・教職員が行うこと

- ①速やかに状況を所属部局に報告
- ②学生・教職員は、自宅待機(在宅勤務、自宅学習など)
- ③同居する濃厚接触者が PCR 検査を受け、「陰性」となった場合、保健所との相談のもと、学生・教職員の自宅待機は解除
- ④同居する濃厚接触者が PCR 検査を受け、「陽性」となった場合、所属部局に状況を報告し、保健所及び危機対策本部等の指示・指導のもと、上記(2)により対応

(厚生労働省:家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント~)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf

(日本環境感染学会:新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\_00009.html

# 該当部局が行うこと

- ①速やかに状況を危機対策本部へ報告
- ②同居している濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(2)により対応

## 危機対策本部が行うこと

- ①該当者に関する情報を部局と共有
- ②必要に応じ、保健所等との連絡調整
- ③濃厚接触者となった場合は、上記(2)により対応

# (4) 学生・教職員が新型コロナウイルス感染類似症状を呈した場合

※類似症状とは、咳・喉頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを指す。また、それ以外の疾患の確定 診断が付いている場合は除外する。

# 学生・教職員が行うこと

- ①類似症状を呈した場合は、医療機関又は保健所に相談(PCR 検査を受けることも含め)のうえ、自宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察
- ②速やかに状況を所属部局に報告
- ※PCR 検査を受けることとなった場合にも所属部局に報告
- ※新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(1)により対応
- ③以下2点の両方を満たした場合、自宅待機は解除
  - ・発症後8日以上が経過している(起算日:発症日を0日目)
  - ・薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後、3日以上が経過している(起算日:解熱日・症状消失日を0日目)
- ④自宅待機の解除後1週間は、体調の経過観察を行う

#### 該当部局が行うこと

- ①以下2点の両方を満たした場合、自宅待機の解除
  - ・発症後、8日以上が経過している(起算日:発症日を0日目)
  - ・薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後、3日以上が経過している(起算日:解熱日・症状消失日を0日目)

### (5) 学外の感染者が学内に立ち入った場合

### 該当部局が行うこと

①危機対策本部より、濃厚接触した者がいたと連絡があった場合は、上記(2)により対応

# 危機対策本部が行うこと

- ①保健所等の指示・指導のもと、学内で濃厚接触した者を把握
- ②濃厚接触した者がいた場合は、保健所の指示・指導のもと、所属部局に報告し、上記(2)により対応
- ③保健所の指導のもと、該当部局と連携し、消毒作業

## (参 考)

- ◎ 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す。
  - ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
  - ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
  - ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)
- ◎ 「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- ◎ 「感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
  - ※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、 嘔気・嘔吐など
- ◎ 登校禁止、就業禁止及び自宅待機(在宅勤務、業務命令及び自宅学習)の解除に際し、医療機関に対して「治癒証明書」や「陰性証明書」の発行を求めない。 https://www.mhlw.go.jp/content/000640251.pdf
- ◎ 保健所等の行政機関との連絡調整は、危機対策本部が担当する。
- ◎ 濃厚接触者の判断、消毒作業について
  - ・ 保健所が感染者の行動を確認し、現地調査などに基づき事業所と協議の上、濃厚接触者 や消毒場所を決定することになる。
  - ・ 濃厚接触者の判断については、同じ事務室内で業務を行なっていたとしても、明らかな接触がないことなどにより、濃厚接触者とならない場合もある。
  - ・ 消毒作業に関しては、小さな事務室であれば1日程度で終了し、翌日から業務を再開した例もある。
- ◎ 消毒作業については、保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、専門業者に依頼する ことを基本とする。

ただし、緊急を要し、清掃業者を手配できない場合、危機対策本部において当該部局と連携し、消毒作業を実施する。

本学教職員が消毒作業を行う場合は、感染者が利用した区域(部屋、エレベータ、廊下、トイレ等)のうち手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)を中心に、「(厚生労働省)新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」※を参考に実施する。

\* https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\_00001.html

(問い合わせ先)

総務部企画管理主幹付リスク管理掛

Tel. 075-753-2226

E-mail: 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※14 日間の体調の経過観察の提出先施設部環境安全保健課保健衛生掛

Tel. 075-753-2400

E-mail: hoken-corona@hoken.kyoto-u.ac.jp

※体調の経過観察については、別添様式をご使用ください。